

職員による公金等の着服に係る懲戒処分について

職員による公金等の着服が判明したことから、職員の懲戒処分を行いましたので、豊見城市職員懲戒処分等の指針に基づき、下記のとおり公表します。

【概要】

本件対象職員が FX やギャンブルの資金に充てるため、令和 7 年 10 月から同年 12 月までに課の積立金 91,000 円、優良母牛導入支援事業補助金 3,730,000 円、緑の募金 203,000 円、総額 4,024,000 円を着服し私的利用した。

【経緯】

令和 7 年 12 月 16 日、課の積立金 91,000 円が紛失している事が発覚。課内を捜索するも見つからず。

令和 7 年 12 月 18 日、本件対象職員より上司である農林水産課長、班長に対し課の積立金のほか優良母牛導入支援事業補助金、緑の募金を着服・私的利用した旨の報告がある。

令和 7 年 12 月 24 日、市の法律顧問、豊見城警察署刑事第 2 課へ公金等着服事案に関する相談と今後の対応に向けて助言・情報共有を図る。

令和 8 年 1 月 9 日、当該事案を豊見城市分限懲戒審査委員会へ諮問し調査を開始。令和 8 年 1 月 19 日から令和 8 年 3 月 6 日までの全 5 回にわたり審査を実施した。その際、令和 6 年度の優良母牛導入支援事業補助金 6,250,000 円についても着服を認めた。（令和 6 年度分については本件対象職員自ら補填済み）

【弁済】

着服した現金 4,024,000 円は、令和 8 年 2 月 13 日で全額弁済されている。

【処分の内容】

所属・職名	経済建設部農林水産課・主任主事
氏名	藤崎 貴也（ふじさき よしなり）
年齢・性別	38 歳・男性
処分年月日	令和 8 年 3 月 9 日
処分内容	免職（懲戒処分）
処分理由	服務違反、法令等遵守義務違反及び信用失墜行為
適用法令	地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号

豊見城市職員懲戒処分等の指針 公表基準に基づく

【管理監督職への対応】

本件対象職員の管理監督職にある者については、任命権者より訓告（指導上の措置）を行った。

【特別職の給料減額措置】

※特別職（市長、副市長）の給料減額措置を行うため、令和8年第2回2月定例会に議案を追加提案し可決された。

市長	減給	10分の1	1月
副市長	減給	10分の1	1月

【発生原因と再発防止策】

優良母牛導入支援事業、緑の募金はいずれも事業の性質上、現金を預金通帳にて管理しており、引き出しに必要な印鑑と通帳を事業担当者が保管・管理を行っていた。

今後の再発防止策として、通帳と印鑑を別々の者（職務上位者）が管理することとし事業担当者以外の者で管理する事とする。

令和8年3月13日、全管理職に対し市長訓戒を行った後、総務部長より同様の事業執行課に対し通帳等の管理方法と事業執行内容について点検実施するよう指示した。

【市長コメント】

この度、本市の職員による公金等着服という、市民の皆様のご信頼を著しく裏切る重大な不祥事が発生いたしました。全体の奉仕者としてあるまじき行為であり、市民の皆様にご迷惑とご心配をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

公務員倫理及び法令遵守の徹底につきましては、日頃より職員に指導を徹底してきたところではございましたが、このような事態を招き、市政を預かる者として、改めて自らの責任の重さを痛感しております。

本件を重く受け止め、去る3月13日には、全管理職を集め緊急会議を開催し、法令遵守の徹底を改めて指示いたしました。また、再発防止に向け、公金等の取扱いに係る事務手順を緊急点検するとともに、より厳格なチェック体制の構築など、事務執行体制の抜本的な見直しに着手したところでございます。

今回の事案を私以下、全ての職員が厳粛に受け止め、市民の皆様からの信頼を回復するため、二度とこのような事態が発生しないよう、全庁を挙げて倫理意識の再構築と再発防止策の徹底に全力で取り組んでまいります。

改めて、深くお詫び申し上げます。

豊見城市長 徳元次人